

障害福祉サービス制度改革等 高知市事業所説明会

2018年（H30）3月16日・19日

総合あんしんセンター

高知市健康福祉部 障がい福祉課

次第

1 開会

2 行政説明

〔 法改正の概要・情報公表制度
共生型サービス・その他・報酬改定 〕

3 質疑

4 閉会

法改正の概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日（2.(3)については公布の日（平成28年6月3日））

「居宅訪問型児童発達支援」の報酬の設定

- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する(「居宅訪問型児童発達支援」)。

対象者

- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

支援内容

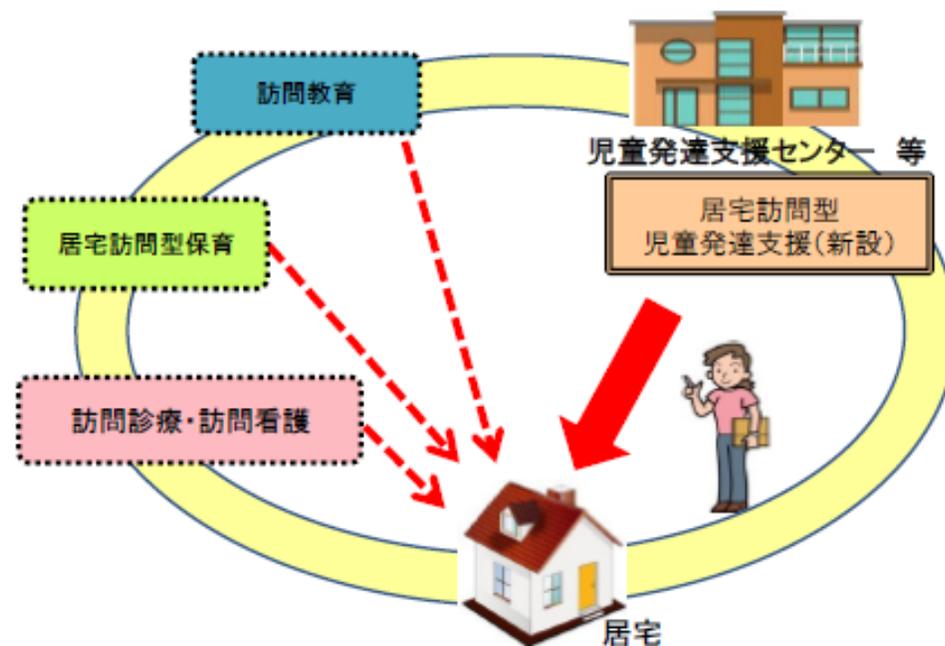
- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施

【具体的な支援内容の例】

- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
- ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動

基本報酬

居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき) 988単位



- ・在宅の障害児の発達支援の機会の確保
- ・訪問支援から通所支援への社会生活の移行を推進

「自立生活援助」の報酬の設定【新サービス】

- 平成28年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを創設（「自立生活援助」）。

対象者

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者 等

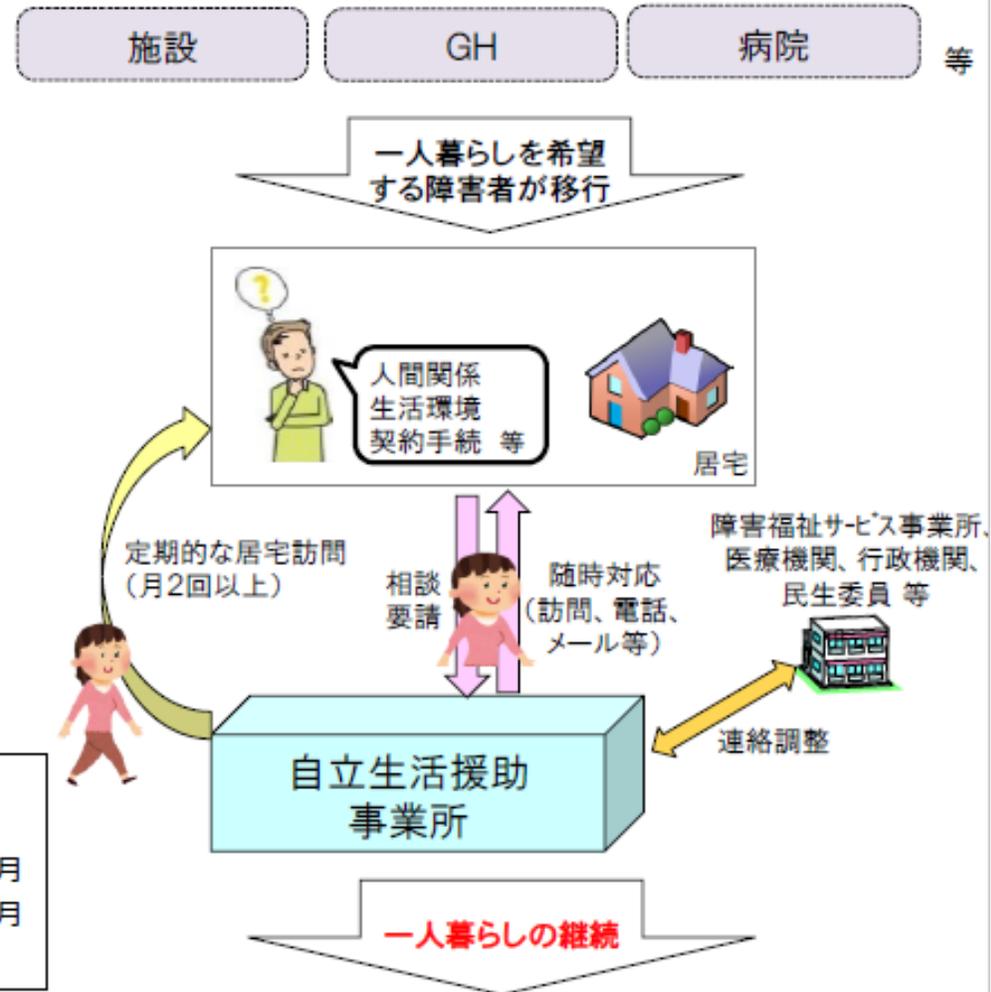
支援内容

- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。
- 標準利用期間は1年（市町村判断で延長可能）

基本報酬

自立生活援助サービス費（退所等から1年以内の利用者）※

- ① 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,547単位/月
 - ② 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,083単位/月
- ※ このほか、退所等から1年を超える利用者の基本報酬も設定



自立生活援助の指定基準

事業者要件

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・宿泊型自立訓練・共同生活援助・障害者支援施設・指定相談支援事業を行う事業者でなければならない。

人員基準

- 管理者
- サービス管理責任者（地域生活分野） 30 : 1 → モニタリング頻度は3月以内に1回
- 地域生活支援員 25 : 1 が標準

初年度は利用者の見込数×90%により必要な人員を配置すること

※原則専従が基本であるが、サービス提供に支障がない場合は、従業者を当該自立生活援助事業所の管理者や他の事業所又は施設等の職務に従事させることができる。

※相談支援事業所の従業者、併設する他の障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者の職務と兼務する場合には、業務に支障がない場合として認めるものとする。

「就労定着支援」の報酬の設定

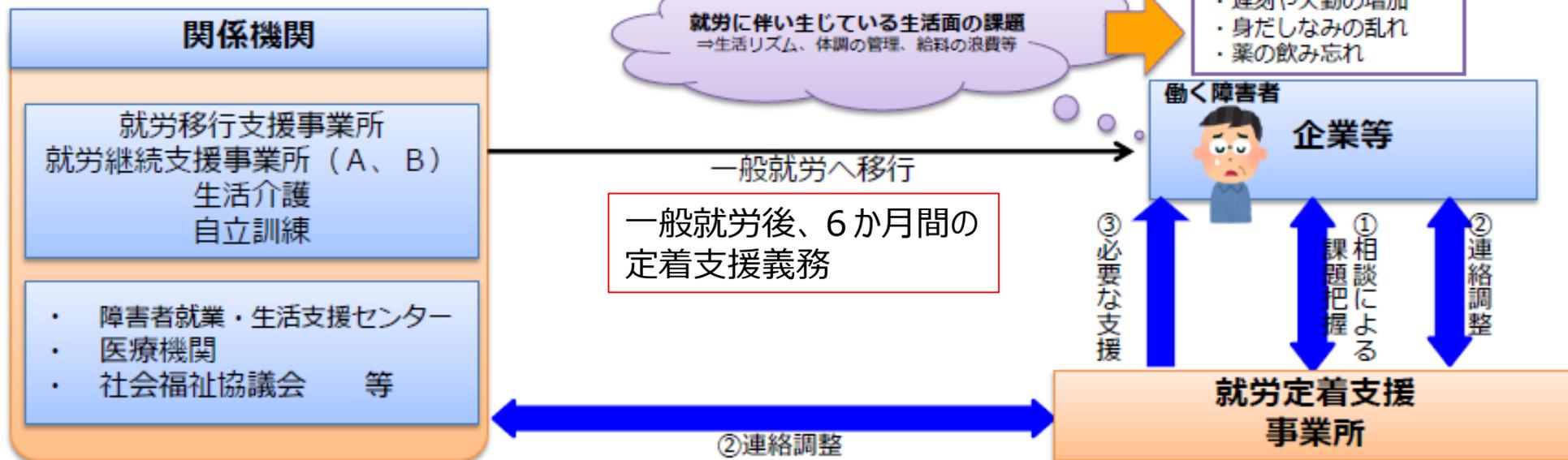
- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。

対象者

- 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者（一般就労へ移行し、6か月経過後）

支援内容

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
 - ※ 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面支援を行う。加えて、月1回以上は企業訪問を行うよう努めることとする。
- 利用期間は3年を上限とし、経過後は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ。



基本報酬

- 就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち就労定着者数の割合）に応じた基本報酬を設定。
 - 就労定着支援サービス費 3,200単位/月（就労定着率9割以上）※
 - ※ 利用開始後1年目は更に240単位を加算

就労定着支援の指定基準

事業者要件

指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

過去3年の一般就労者 3人以上

人員基準

● 管理者

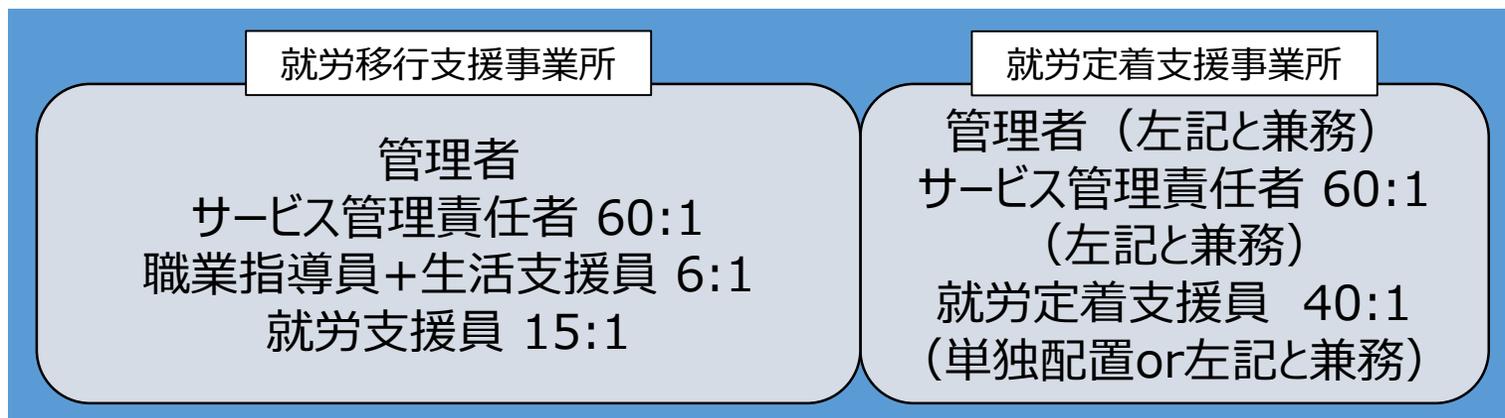
● サービス管理責任者（就労分野） 60：1 →モニタリング頻度は6月以内に1回
なお、就労定着支援事業所が生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援の指定を併せて受け一体的に就労定着支援を運営する場合は、すべてのサービスの利用者の数をあわせ60で除した数以上

● 就労定着支援員 40：1

初年度は利用者の見込数により必要な人員を配置すること

または一体的に実施する就労移行支援等の過去3年間の一般就労者×70%

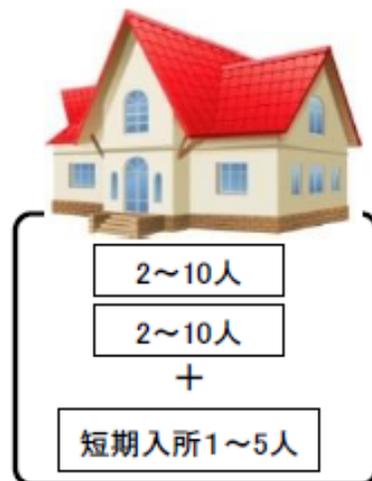
一体的運営のイメージ (就労移行支援の場合)



重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たなタイプの創設（日中サービス支援型）

- 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設。
- 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。
- 従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定。

- 日中サービス支援型共同生活援助（1日につき）
 - ・ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（I）
 - ※ 世話人の配置が3:1の場合
- | | |
|---------|---------|
| (1) 区分6 | 1,098単位 |
| ： | ： |
| ： | ： |
- ※ このほか、看護職員を配置した場合の加算を創設する。



- 住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認めた新たなタイプのグループホーム。
- 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とする。

日中サービス支援型共同生活援助の指定基準

事業者要件

短期入所（単独型か併設型 1 床以上）を併設すること
自立支援協議会等に運営報告を行い、評価を受け、助言等を聞く機会を設けること

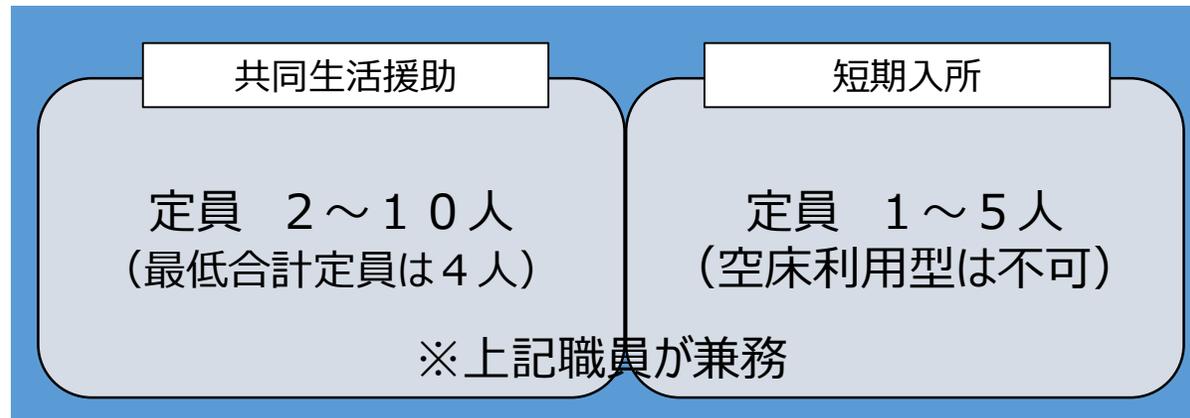
人員基準

24時間の
配置が必要

- 管理者（常勤）
- サービス管理責任者（地域生活分野） 30 : 1
- 世話人 5 : 1 以上（4 : 1、3 : 1 であれば報酬で評価）
- 生活支援員 利用者の障害支援区分に応じた必要数（現行の基準と同じ）
- 夜間支援従事者 共同生活援助及び短期入所に従事する世話人又は生活支援員（宿直は不可、夜間支援等体制加算は基本報酬に含まれるため算定不可）

1人以上は
常勤

運営のイメージ



構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、1つの建物の入居定員の合計は20人以下とする

重度訪問介護の訪問先の拡大

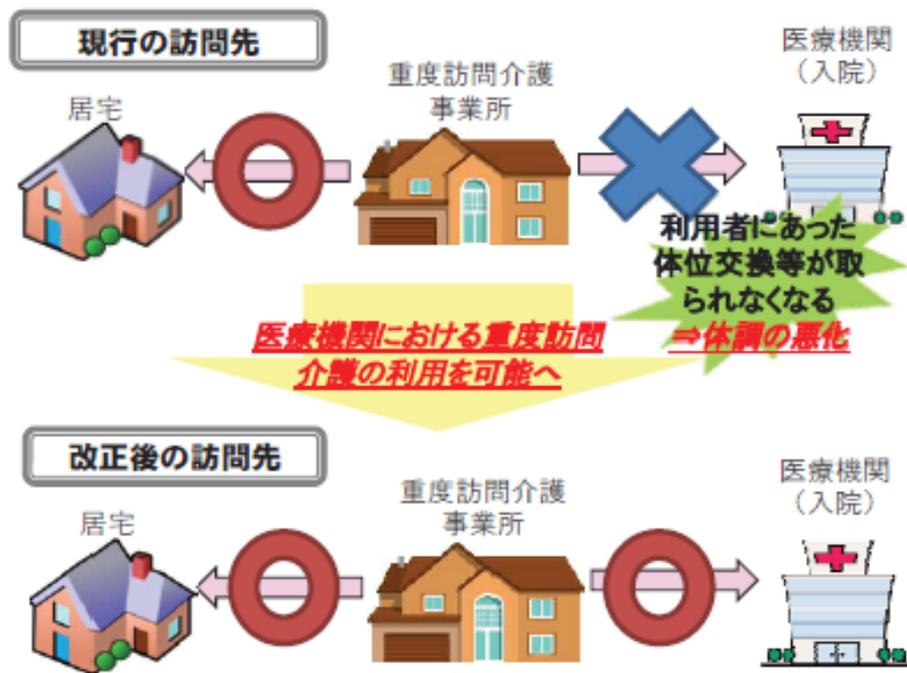
- 四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者等の最重度の障害者が医療機関に入院した時には、重度訪問介護の支援が受けられなくなることから以下のような事例があるとの指摘がある。
 - ・体位交換などについて特殊な介護が必要な者に適切な方法が取られにくくなることにより苦痛が生じてしまう
 - ・行動上著しい困難を有する者について、本人の障害特性に応じた支援が行われないことにより、強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を起こし、自傷行為等に至ってしまう
- このため、最重度の障害者であって重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができることとする。

訪問先拡大の対象者

- 日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者であって、医療機関に入院した者
 - ※障害支援区分6の者を対象とする予定
 - ※通院については現行制度の移動中の支援として、既に対応

訪問先での支援内容

- 利用者ごとに異なる特殊な介護方法(例:体位交換)について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげる。
- 強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげる。



高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

- 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されることになっている。高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限が異なるために利用者負担(1割)が新たに生じることや、これまで利用していた障害福祉サービス事業所とは別の介護保険事業所を利用することになる場合があることといった課題が指摘されている。
- このため、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減(償還)する仕組みを設け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。

具体的内容

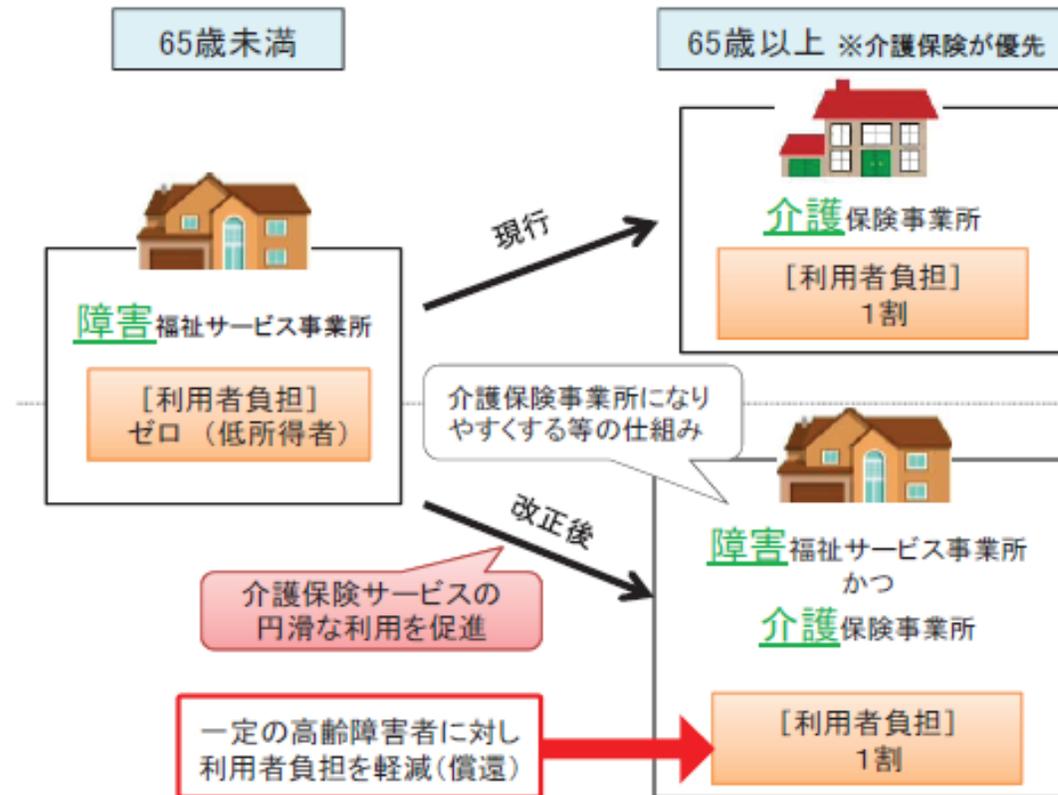
- 一定の高齢障害者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)できる仕組みを設ける。

【対象者】 以下すべてを満たす者

- ・65歳到達前5年間に障害者総合支援法の居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所の支給決定を受けていた者が、65歳以後介護保険法の訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護を受ける場合
- ・障害支援区分2以上
- ・65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていない者
- ・本人及び配偶者が市町村民税非課税

※ その他、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。

(共生型サービス)



情報公表制度

【概要】

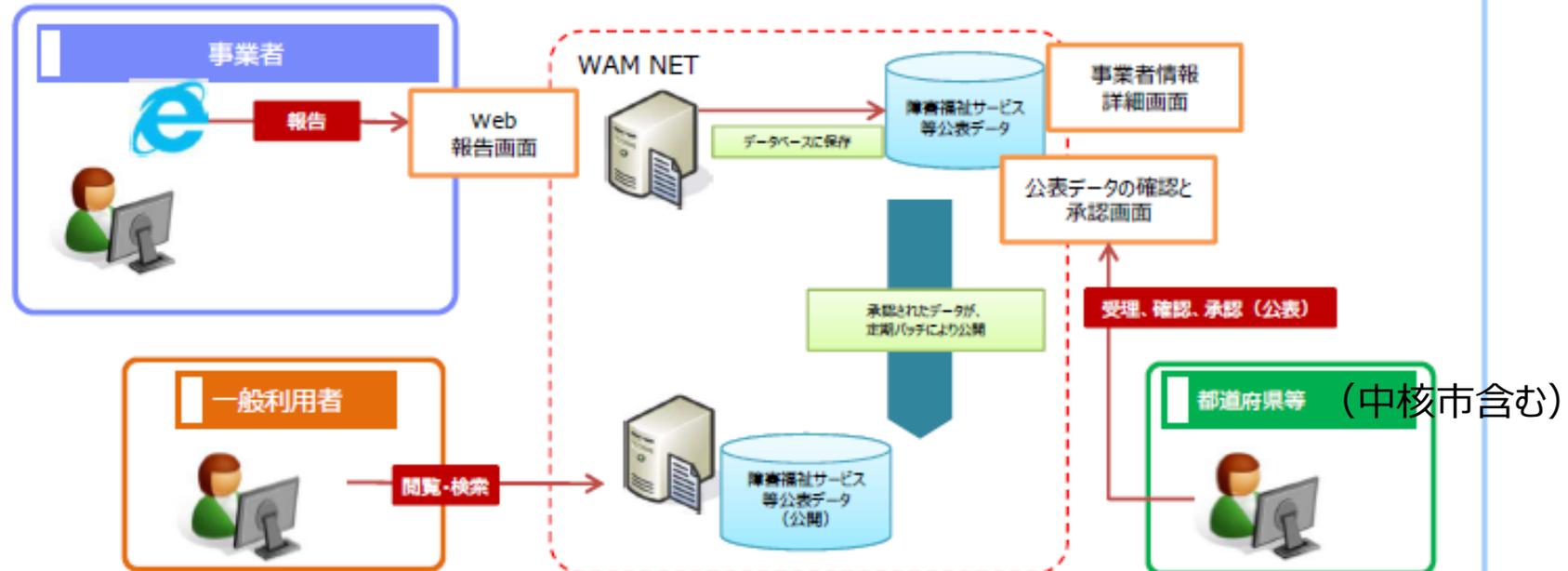
- ・利用者や家族が適切なサービスの選択ができるよう、インターネットで事業所情報を閲覧できる制度が開始となる
- ・事業者は2018年（H30）4月から8月にかけて、情報公表システムに事業所情報等を入力し、9月より全面施行予定
- ・共生型サービス事業所は対象
- ・基準該当事業所は対象外

【参考】 障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)の概要

- 障害福祉サービス等情報の公表にあたっては、利用者等の利便性を確保するために、全国一律のシステムを構築し、インターネット上で全国の施設・事業所における障害福祉サービス等情報が閲覧・検索できるようにする。
- また、事業者による障害福祉サービス等情報の都道府県知事等への報告、各都道府県等における当該報告の受理、確認及び公表についても、当該システムを通じて行う。

情報公表システムによる報告・公表までの処理フロー

- ① 事業者は、障害福祉サービス等情報を、本システムへWeb登録画面より報告する。
- ② 報告された障害福祉サービス等情報は、サーバ上で公表データとしてデータベースに保存される。
- ③ 都道府県等担当は、本システムを利用し、事業者から報告された公表データを受理・確認し、承認する。承認された公表データは、公開用データベース上で公開され、インターネットにおいて一般利用者が閲覧・検索できる。



7. 障害福祉サービス等情報の公表までのスケジュール(案)

	平成29年度				平成30年度						
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
(独)福祉医療機構			都道府県・事業者へシステム利用に係るID等の発行								障害福祉サービス等情報の公表開始
	システム改修等			試行運用	システム運用						
都道府県 (指定都市・中核市を含む)		システムに都道府県のメールアドレス登録			受理・確認						
事業者		システムに事業者のメールアドレス登録			都道府県等へ報告 (中核市含む)						

情報公表制度に協力しない場合や虚偽の報告が認められた場合は、指定権者による調査を経て、行政処分の対象となり得ます。円滑な制度運用に協力をお願いします。

共生型サービス

【概要】

- ・『地域共生社会』の実現に向けた関係法令の改正が行われ、訪問（ヘルパー）・通所（デイサービス）・短期入所（ショートステイ）の事業において、児童福祉法・障害者総合支援法・介護保険法のいずれかの指定を受けていれば、他法の指定を受けやすくなる基準の特例が設けられた。
- ・本体事業の定員内で人員及び設備を変えずに本体事業及び共生型サービスの利用者を受け入れることが可能。
- ・共生型サービスの指定を受ける場合は、別途指定申請が必要。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

「地域共生社会」とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：
更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

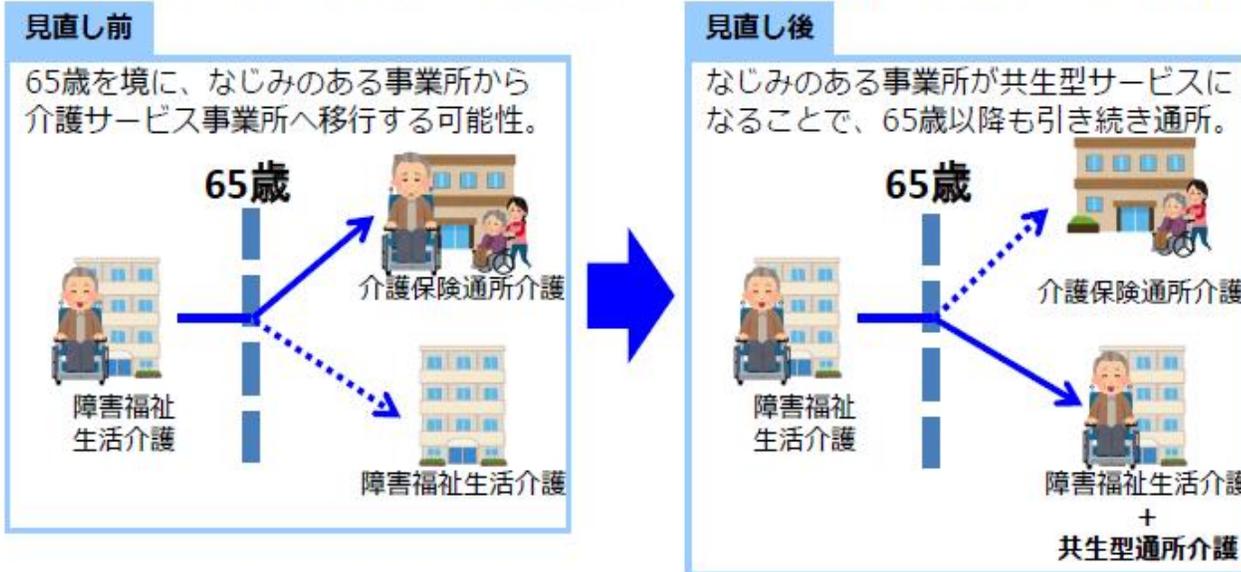
- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

①共生型サービスのイメージ（1）

○介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）



○障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）



【通所による共生型サービスの報酬】
H30.4～

共生型児童発達支援 560単位
共生型放課後等デイサービス
放課後 427単位
休日 551単位
共生型生活介護（I） 694単位
共生型自立訓練（機能訓練） 696単位
共生型自立訓練（生活訓練） 661単位
共生型通所介護：要介護度5 1,045単位
(定員20人、通常規模型、7H以上8H未満の場合)

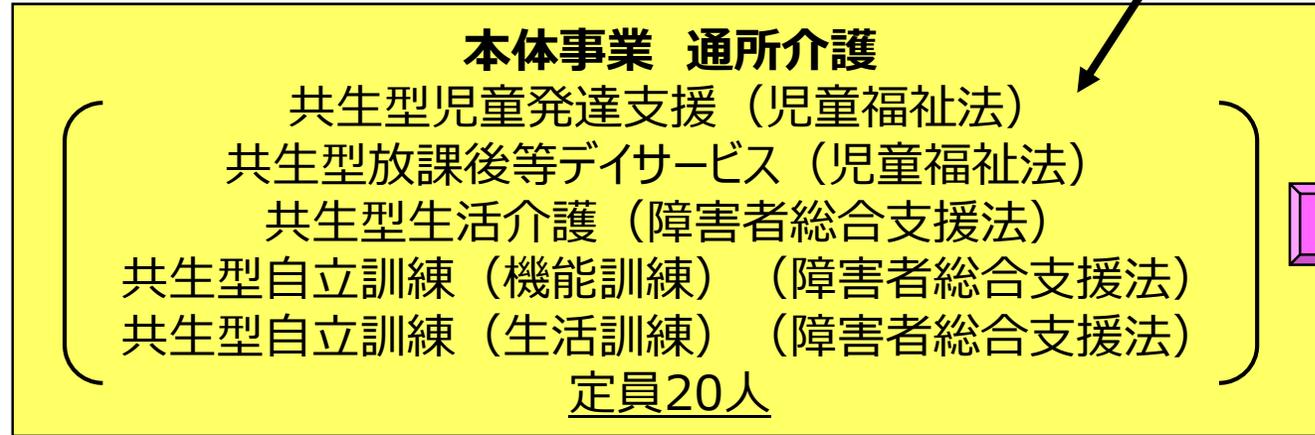
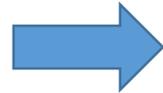
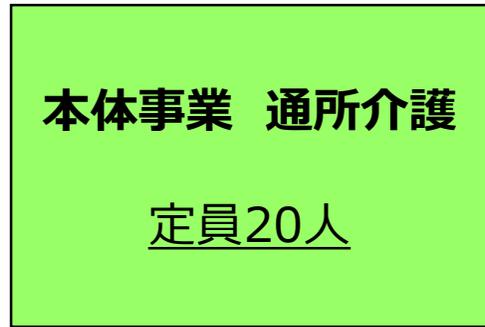
※共生型サービスの加算要件を満たしていれば、届出の上、算定することができる

本体事業の利用者と共生型サービスの利用者の合計数に対し本体事業として必要な数以上の人員配置を満たすこと。

共生型サービスを実施するうえで関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

①共生型サービスのイメージ（2）

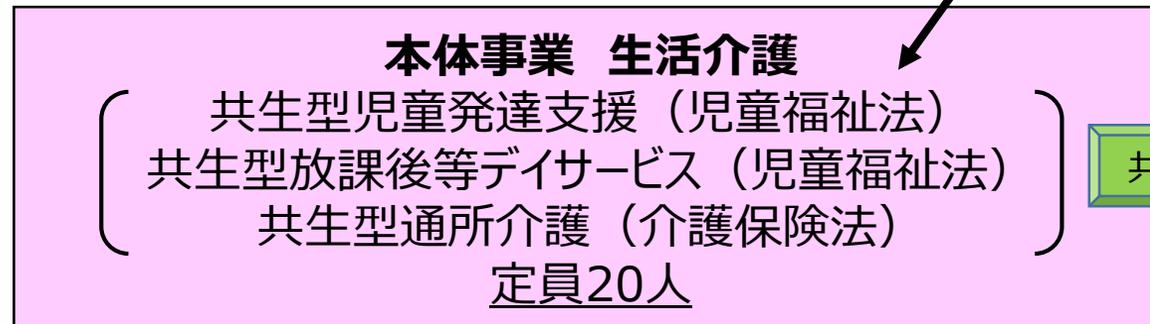
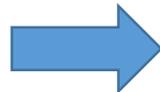
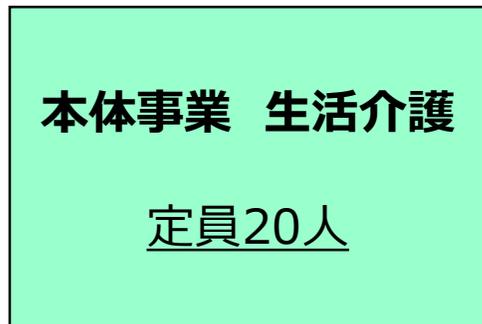
【介護事業所の例】



複数の指定を
受けることも可能



【障害事業所の例】



複数の指定を
受けることも可能



②各法における共生型サービス一覧

	児童福祉法	障害者総合支援法	介護保険法
指定権者	高知県障害保健福祉課 H31年度から高知市へ権限移譲	高知市障がい福祉課	高知市介護保険課
給付主体	市町村	市町村	保険者
ケアプラン作成者	障害児相談支援事業所 相談支援専門員	特定相談支援事業所 相談支援専門員	居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所 介護支援専門員等
ケアプラン名称	障害児支援利用計画	サービス等利用計画	居宅サービス計画・介護予防サービス計画 利用票・利用票別表、提供票・提供票別表
訪問 (ヘルパー)		居宅介護 重度訪問介護	訪問介護
通所 (デイ)	児童発達支援 放課後等デイサービス ※重心特例事業所は除く	生活介護 ※重心特例事業所は除く 自立訓練 (機能訓練) 自立訓練 (生活訓練) ※障害者支援施設が実施する昼間サービスは対象外	通所介護 (定員19人以上) 地域密着型通所介護 (定員18人以下) ----- 小規模多機能型居宅介護 (通い部分) 介護予防小規模多機能型居宅介護 (通い部分) 看護小規模多機能型居宅介護 (通い部分)
短期入所 (ショート)		短期入所 ※障害者支援施設も対象	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 ----- 小規模多機能型居宅介護 (泊まり部分) 介護予防小規模多機能型居宅介護 (泊まり部分) 看護小規模多機能型居宅介護 (泊まり部分)

③通所介護事業所が実施する基準該当生活介護事業所が
共生型生活介護に移行した場合の報酬等の考え方（一部抜粋、新たに指定が必要）

	基準該当生活介護	共生型生活介護
基本報酬	サービス費Ⅰ 694単位	サービス費Ⅰ 694単位
食事提供体制加算	可 30単位	可 30単位 対象は低所得者のみ
送迎加算	不可	可 Ⅱ 週3回以上の送迎体制があること 片道10単位 障害支援区分5、6の者が60%以上の場合 28単位加算
サービス管理責任者配置等加算※1	不可	可 58単位 サービス管理責任者（介護分野）の修了必要
福祉専門職員配置等加算	不可	可 Ⅰ 常勤職員のうち社会福祉士等※2が35%以上の場合 15単位 Ⅱ 常勤職員のうち社会福祉士等が25%以上の場合 10単位 Ⅲ 常勤割合75%以上 又は 6単位 勤続3年以上の常勤職員が30%以上
運営基準	通所介護の基準	生活介護の基準

※1 サービス管理責任者の配置に加え地域に貢献する活動（地域交流の場の提供等）を実施する

※2 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・公認心理士

④ 共生型サービス実施時の定款記載例

- 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
 - 介護保険法に基づく居宅サービス事業
 - 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
 - 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
 - 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業

⑤ 共生型サービス実施時の留意点

■ 共通部分

個別支援計画の作成、モニタリング、運営規程・重要事項説明書の掲示、職員研修体制、苦情解決措置、事故報告、虐待防止に係る体制整備・・・等

■ 会計区分

本体事業と共生型サービスを一体的に運営していても、会計を分ける支出については按分等根拠づけが必要（処遇改善加算も同じ）

■ 保険と税の違い

法定代理受領による給付額の通知	介護保険→不要	障害→事業者が通知
サービスの決定	介護保険→ケアマネ	障害→市町村
利用者契約報告	介護保険→不要	障害→市町村へ報告（短期除く）

■ 請求事務

介護保険 → ケアマネに実績報告のうえ国保連に請求
障害 → 国保連に請求

⑥高知市に所在する事業所の指定申請先

児童福祉法	高知県障害保健福祉課 事業者担当 高知市丸ノ内1丁目2-20 県庁1F TEL:088-823-9635 FAX:088-823-9260
障害者総合支援法	高知市障がい福祉課 生活支援係 高知市本町5丁目1-45 第二庁舎1F TEL:088-823-9378 FAX:088-823-9370
介護保険法	高知市介護保険課 事業係 高知市本町5丁目1-45 第二庁舎2F TEL:088-823-9972 FAX:088-824-8390

相談や申請については予約のうえご来庁ください

その他変更点

①サービス提供事業者は、毎月のサービス利用状況を特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者に報告（セルフプランの者へは不要）

※冊子P47参照

具体的な例として、

- ・サービス提供翌月に、
- ・サービス提供実績記録票へ、
- ・利用者の利用状況や留意事項をコメントし、
- ・郵送やファックス等で 報告。

〔ファックスの場合は氏名のイニシャル表記など
個人情報取扱に注意〕

サービス提供実績記録票

支給決定障害者氏名 ●● ●●

障害福祉サービス事業所 ●●

3/5 ○時～○時

3/8 ○時～○時

3/12 体調不調によりキャンセル

3/15 ○時～○時

3/19 ○時～○時

3/22 ○時～○時

3/26 ○時～○時

3/29 ○時～○時

コメント

..... 担当：●●

内容の例

- ・欠席の状況
- ・健康面の状況
- ・生活面の状況
- ・本人の意向状況
- ・個別支援計画の目標達成や変更に係る事項

など、サービス提供事業者が相談支援事業者に報告し、利用者への支援及び連携を想定。

②自立訓練におけるサービス対象障害種別の撤廃

機能訓練：身体障害者

生活訓練：知的障害者・精神障害者

の種別が撤廃され、全障害へのサービス提供が可能

見直しする事業所は、運営規程に障害種別を追記改正のうえ、高知市へ10日以内に変更届を提出のこと

③福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（Ⅴ）の廃止

※冊子P21参照

④行動援護における従業者・サービス提供責任者要件の経過措置延長

※2021年（H33）3月まで延長 冊子P28参照

※同行援護は経過措置の延長なし、人員基準を最終点検のこと

⑤生活介護・自立訓練の運営基準改正（職場定着支援）

当該事業を経て一般就労した障害者に対し、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない規定が追記。

※就労移行支援は従来より義務規定あり

※就労継続支援は従来より努力義務規定あり

障害福祉サービスを経て一般就労した障害者を少なくとも6月間フォローし、それでもなお支援が必要な場合は「就労定着支援サービス」等につなげる

加算届出に係る留意点

- 新設される加算で届出が必要なもの
- 前年度実績により体制状況が変更となる場合（人員配置体制・夜間支援等体制・就労定着支援体制・就労移行支援体制等）
- 基本報酬区分の決定（就労移行支援、就労継続支援の全事業所）

 4月16日（月）までに所定様式を提出のこと（4/1に遡及して算定可：特例扱い）

①介護給付費等算定に係る体制等に関する変更届出書（様式第43号）

②介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

③各加算届出様式

〔 人員配置に関する加算の場合は
④勤務形態一覧表、2017年度（H29）利用者数調査票 〕

- 人事異動等により算定できる加算は特例扱いにはならないため、前月15日までに届出を行うこと

まとめ

全国の動向

- 制度改正・報酬改定により、「地域生活」「就労」「障害児」の強化
- 地域共生社会の実現

高知市の取組

- 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定と実践
(2018年度～2021年度)
- 自立支援協議会を中心とした相談支援体制再構築
 - ・基幹相談支援センターを2019年度（H31）中に開設予定
 - ・相談支援専門員等との連携強化
- サービス等の基盤整備、資質向上への取組